公募型企画競争公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

令和6年11月8日

経理責任者 独立行政法人国立病院機構 嬉野医療センター 院長 カ武 一久

- 1. 企画競争に付す事項
 - (1)業務名及び業務内容

業務名 設備維持管理業務委託

業務内容 電気設備管理、ボイラー設備管理、空気調和設備管理、給水設備管理、その

他設備管理

(2)業務の仕様等 説明書及び仕様書による

(3) 契約期間 自 令和 7年 4月 1日

至 令和10年 3月31日

(4)履行場所 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲4760-1

独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター

- 2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項ついて
 - (1)独立行政法国立病院機構契約事務取扱細則(平成16年4月1日細則第6号)第5条 及び第6条に規定される事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

【参考:契約事務取扱細則】

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲 げる者
- 第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般 競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、 同様とする。
 - ー 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に 関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基 づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、 支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行った者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないこと

ができる。

- (2) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格審査)において、役務の提供「営業品目:建物管理等各種保守管理」でA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- 3. 募集要項を交付する日時及び場所、企画書等の提出期限について
 - (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒843-0393

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲4760-1 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター 事務部企画課 業務班長 電話 0954-43-1120 内線7014

(2)説明書の交付期間

令和6年11月8日(金) ~ 令和6年12月5日(木) 17時00分

- (3) 企画競争に係る説明会 開催しない
- (4)企画提案書及び見積書の提出期限令和6年12月6日(金) 17時00分
- (5) 企画提案書及び見積書の提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。) なお 見積書については厳封のうえ、封皮に『令和6年12月24日開封「設備維持管理業務委 託」の見積書在中』と朱書きすること。
- (6) プレゼンテーション日時及び場所
 - ①日時 令和6年12月19日(木) 14時00分
- (7) 見積書開封日時及び場所
 - ①日時 令和6年12月24日(火) 10時00分
 - ②場所 当院会議室
- 4. 企画提案書を特定するための評価内容
 - (1)企画提案書の提出者の能力:同種、又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
 - (2) 担当予定スタッフの能力:スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験
 - (3) 運営方針等:日常業務運営方針・運営方法の妥当性、業務改善等にむけた取組み
 - (4)教育体制等:従事者に対する教育体制、従事者に対する福利厚生
 - (5)費用対効果
 - (6)受託費用
 - (7) その他特記事項及び特徴
- 5. その他
 - (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画提案書は、無効。
 - (2)契約書の作成:要
 - (3) 照会先:上記3. (1) に同じ。
 - (4)詳細は説明書による。
 - (5) 本件に関する問い合わせについては、書面にて提出すること。